

大学生協がおすすめする

行事(レクリエーション)保険

〈使用期間：2024年10月1日から2025年9月30日開催日分まで〉

普通傷害保険（行事参加者の傷害補償特約）



この保険
の
ポイント

- 1名あたり**わずかな保険料**で安心を提供いたします
- **簡単な手続き**で必要な時だけかけられます
- 会議からスポーツイベントまで**幅広く対応**します
- 行事参加中の**熱中症も補償**いたします

※環境省熱中症予防サイトを
参考に熱中症対策を行いましょう！



保険についてのお問い合わせは下記へ

共栄火災海上保険株式会社

取扱代理店 (株)大学生協保険サービス

TEL 03-6636-8402

(株)大学生協保険サービスは大学生協の組合員を対象とする保険代理店です。

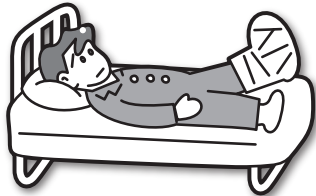
楽しいレクリエーション でも、事故があったら大変！

宿泊を伴う行事は国内旅行
傷害保険にご加入ください

行事（レクリエーション）保険は次のような場合に保険金をお支払いします。

傷害事故（ケガをされたとき…）

- スキー旅行中に転んでケガをし、入院した。



- 死亡・後遺障害保険金
- 入院保険金
- 手術保険金
- 通院保険金

このような場合でも補償します。

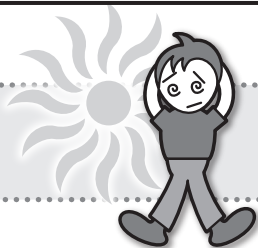


- 駅の階段やエスカレータなどでケガをした。



- 公共施設の火事や交通事故でケガをした。

- 熱中症も補償します



行事に参加するため所定の集合地（集合場所）に集合したときから所定の解散地で解散するまでの間で、かつ、責任者の管理下にある間に急激かつ偶然な外来の事故^(※)でケガをされたり、亡くなられた場合に保険金をお支払いします。

（※）急激かつ偶然な外来の事故とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。

○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと

○偶然性＝事故発生が予測できない、意思に基づかないもの

○外来性＝身体の外からの作用によるもの

〈上記3項目に該当しない例〉

日焼け、熱中症^(注)、低温やけど、しもやけ、くずずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病などは、“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。

（※）すでに存在していた身体の障害や病気（骨粗しょう症を含みます。）の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金（保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。）をお支払いします。（ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。）

（注）当契約は「熱中症補償特約」が付帯されておりますので、被保険者が保険証券記載の行事参加中に偶然な外来の日射または熱射により身体に障害を被った場合も保険金をお支払いします。

（注）1 行事主催者側の準備作業員（準備に従事する人）はこの保険の対象外です。

（注）2 国内行事に限る。

補償される金額と保険料（一人一日あたり）

保険金の種類		保険金額	保険料	
傷 害 (熱中症含む)	死 亡	200 万円	A ランク	20 円
	後遺障害	8 万円～200 万円	B ランク	97 円
	入院保険金日額	3,000 円	C ランク	194 円
	通院保険金日額	2,000 円		

《主な行事の種類》

A ランク行事	ソフトボール、庭球（テニス）、卓球、ハイキング、バス旅行、バスハイク（日帰り）、バレーボール、ボウリング、見学会（工場、公共施設）、コンサート、水泳（遠泳含む）、清掃（市民が奉仕で行う程度のもの）、エアロビクスダンス、ヨガ、料理教室 など
B ランク行事	運動会、駅伝、キャンプ（日帰り）、剣道、サイクリング、ジョギング、スケートボード、軟式野球、ハンドボール、バスケットボール、アイススケート、避難訓練、マラソン、陸上競技、チアリーディング など
C ランク行事	硬式野球、サッカー、柔道、相撲、ホッケー、合気道、アイスホッケー、空手、フットサル、ラクロス、ラグビー など

この保険に加入できる方

- 全国大学生生活協同組合連合会（略称：大学生協連）会員の大学生協の組合員

※加入代表者およびご加入者全員が組合員であることがご加入の条件となります。組合員でない方はご加入できません。

※お申し込み・変更・取消は行事開始日の前日まで。

お申込みは20名以上をお願いします。

※大学、専修学校、各種学校または職業訓練校の講義、実験、実習、演習または実技として行われる行事、あるいは本来の職業として行われる行事または興行として行われる行事は対象となりません。

重要事項説明書（包括契約用）

行事（レクリエーション）保険 普通傷害保険（行事参加者の傷害補償特約） 契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。本書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については行事（レクリエーション）保険パンフレット（以下「パンフレット」といいます。）・普通保険約款・特約をご参照ください（右記コードで開く共栄火災ホームページ〔<https://yakkan.kyoeikasai.co.jp/>〕からもご参照いただけます。）。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

※ご加入者代表以外の方にもここに記載している事柄をお伝えください。



1. 商品の仕組みおよび引受条件等

この保険は、全国大学生協同組合連合会を保険契約者とする包括契約です。この保険の補償を受けられる方は以下の方です。

・大学生協連会員の大学生協の組合員

(1) 商品の仕組み

この保険は保険の補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）が行事参加中（行事に参加するため所定の場所に集合したときから所定の解散地で解散するまでの間で、かつ、責任者の管理下にある間をいいます。）に、様々な急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされたときや偶然な外来の日射または熱射により身体に障害を被ったときに保険金をお支払いします。

(2) 保険期間（保険のご契約期間）

行事開催日になります。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書にてご確認ください。

2. 保険料

保険料はパンフレット記載のとおりです。行事のランクによって保険料が異なります。行事のランクについては取扱代理店または、共栄火災までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくにあたってのお客さまのご契約の保険料は参加人数によって異なりますので、加入依頼書に記載された金額を必ずご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

保険料はご契約締結時に一時にお支払いください。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約を解約（解除）される場合は、取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、行事開催日の前日までにご連絡をいただいた場合にのみ契約をお取り消し扱いとさせていただきます。開催日に入ってから解約のお申し出があっても解約のお手続きはいたしかねますのでご注意ください。

詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

重要事項説明書（包括契約用）

行事（レクリエーション）保険 普通傷害保険（行事参加者の傷害補償特約） 注意喚起情報のご説明

ご加入に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。本書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については行事（レクリエーション）保険パンフレット・普通保険約款・特約をご参照ください（右記コードで開く共栄火災ホームページ〔<https://yakkan.kyoeikasai.co.jp/>〕からもご参照いただけます。）。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

※ご加入者代表の方以外に保険の補償を受けられる方がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載している事柄をお伝えください。



1. クーリングオフ制度

保険期間（保険のご契約期間）が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込み後であってもご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができますが、行事（レクリエーション）保険の保険期間は1年以内となるため、クーリングオフの対象とはなりません。ご加入の際は、ご契約内容を十分にご確認ください。

2. 告知義務等

(1) ご加入時における注意事項（加入依頼書の記載上の注意事項）

- ①ご加入者は、保険加入に際し加入依頼書の必要事項を正しくご記載ください。
- ②死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。

(2) ご加入後における留意事項

事故が発生した場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。

3. 保険責任の開始日時

保険責任は行事開催日の午前0時に開始します。

※行事が午前0時をまたがって行われる場合で、その行事が24時間以内に終了するときは1つの行事とみなします。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次に掲げる事由によって生じたケガ・損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、詳細につきましては、普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご参照ください。

- ①ご加入者・被保険者・保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じたケガ
- ②被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為によって生じたケガ
- ③戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によって生じたケガ・損害
- ④地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガ・損害
- ⑤むちうち症などの症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの など

5. 保険契約の無効・取消し

- (1) ご加入者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合は、ご契約は無効となります。この場合は、保険料は返還しません。
- (2) ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって保険契約が締結された場合は、ご契約の取消しをさせていただきます。この場合は、保険料は返還しません。

6. 重大事由による保険契約の解除

ご加入後に次の事由が生じた場合には、保険を解除することがあります。また、その場合、保険金もお支払いできません。

- ①ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガを生じさせたことまたは生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求に関し、被保険者または保険金を受け取るべき方に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと
- ③ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること
- ④他の保険契約との重複によって、保険金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反するおそれがあること
- ⑤上記①～④のほか、ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと

7. 解約と解約返れい金

ご契約を解約（解除）される場合には、取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。なお、行事開催日の前日までにご連絡をいただいた場合にのみ契約をお取り消し扱いとさせていただきます。開催日に入ってから解約のお申し出があっても解約のお手続きはいたしかねますのでご注意ください。

8. 万一事故が発生した場合には

- (1) 事故が発生した場合は、保険金の請求書、ケガ・損害の程度を証明する書類をご提出いただきます。また、必要に応じて、詳しい事故の原因・発生状況、事故とケガ・損害との関係、保険契約の有効性等の確認のために必要な書類をご提出いただくことがあります。具体的な必要書類につきましては、保険金請求時にご案内いたします。
- (2) 保険金請求権については、時効（3年）がありますのでご注意ください。

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金および返れい金の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

10. 代理請求制度

この保険では、被保険者が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居または生計を共にする配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。

万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただきますようお願いいたします。

《行事保険の対象とならない日帰り行事の種類》

いかだ下り、川下り（観光用のライン下り以外）、熱気球搭乗、船釣り、山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動、自動車、原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類する乗用具による競技等、行事のための準備・後片付けのみ・作業を目的とするもの、宿泊（車中泊を含む）を前提とするキャンプ、合宿等の宿泊を伴う行事（スキー・スノボ）…など

【補償の概要】 行事参加者の傷害補償特約付帯普通傷害保険

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷 害 保 険 金	死亡 保険金	被保険者 ^(※1) が行事参加中の急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ ^(※2) をされ、そのケガのため事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	・ご加入者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ・けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ
	後遺 障害 保険金	被保険者 ^(※1) が行事参加中の事故によりケガ ^(※2) をされ、そのケガのため事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じてその被保険者の死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 (注)保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
	入院 保険金	被保険者 ^(※1) が行事参加中の事故によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院日数1日につき、入院保険金日額をお支払いします。 (注1)事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 (注2)入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。	・脳疾患、疾病、心神喪失等によるケガ ・妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ・戦争、内乱、暴動などによるケガ ^(※4)
	手術 保険金	被保険者 ^(※1) が行事参加中の事故によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に、そのケガの治療のために、病院または診療所において手術 ^(※3) を受けられた場合	以下の金額をお支払いします。 ①入院中 ^(注) に受けた手術の場合 入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術の場合 入院保険金日額×5 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りします。 (注)事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。	・ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング、フリークライミング（登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦（ただし、職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中の事故
	通院 保険金	被保険者 ^(※1) が行事参加中の事故によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	通院日数1日につき、通院保険金日額をお支払いします。(90日限度) (注1)通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 (注2)通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位 ^(※5) を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等 ^(※6) を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。	・自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ ・むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見 ^(※) のないもの (※)医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 など

- (※1) 被保険者（保険の補償を受けられる方）とは、行事（レクリエーション）保険加入依頼書の行事に参加している方となります。
- (※2) 「ケガ」には、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
- (※3) 対象となる手術は、以下の①・②とします。
- ①公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列举されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。
- ②先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。
- (※4) 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは補償の対象となります。
- (※5) 所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨（ろっこつ）、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。
- (※6) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネおよびこれらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨（ろっこつ）固定帯、サポーター等は含みません。
- (※7) 当契約は「熱中症補償特約」が付帯されておりますので、被保険者が保険証券記載の行事参加中に偶然な外来の日射または熱射により身体に障害を被った場合も保険金をお支払いします。

《申込方法》

参加者個人での個別加入はできません。行事主催者が参加者である組合員全員をとりまとめて一括加入となります。

生協窓口に「加入依頼書」に参加者氏名、ランクなどをご記入の上、保険料を添えてお申し込みください。

行事の種類によってランクが異なりますので、事前に行事内容をお知らせいただきランクのご確認を行ってください。

※ご加入にあたっては「重要事項説明書」をご一読ください。

・このパンフレットは概要を説明したものです。ご不明な点は取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。



その他ご注意いただきたいこと

1. お客さまに関する情報の取扱いについて

(1) お客さまに関する情報の利用目的について

この保険契約のお申込みまたは事故の発生等に際して、お客さまよりご提供いただいた情報について、保険制度の健全な運営とお客さまに対するサービスの提供等のため、次の目的の達成に必要な範囲において利用させていただきます。

- 保険契約の引受、保険金の支払その他共栄火災の保険契約の履行および付帯サービスの提供
- 保険事故の調査（医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含みます。）
- 共栄火災、共栄火災のグループ会社または提携先企業の保険商品・金融商品・各種サービスの案内・提供

(2) お客さまに関する情報の第三者提供について

この保険契約のお申込みまたは事故の発生等に際して、お客さまよりご提供いただいた情報について、保険制度の健全な運営のため、個人情報の保護に関する法律、その他の法令等に規定されている場合のほか、次の場合についても第三者に提供することがあります。

- 上記(1)に定める利用目的の範囲内において、共栄火災のグループ会社または提携先企業と共同利用する場合
- 保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払および不正な保険金の請求等を防止するため、損害保険会社等の間において、保険契約、保険事故、保険金請求または保険金支払等に関する情報を交換する場合
- 再保険契約の締結または再保険金の請求等のため、再保険取引先に対して再保険契約上必要な情報を提供する場合
- 質権設定・変更・抹消等の質権にかかわる事務・管理に必要な範囲内の情報を質権者等に提供する場合（本項目は質権が設定されている契約にのみ適用されます。）
- 保険金の適正かつ迅速な支払を行うために必要な範囲内の情報を医療機関・当事者等の関係先に提供する場合
- 保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払および不正な保険金の請求等を防止するため、保険契約に関する情報を一般社団法人日本損害保険協会に登録のうえ、損害保険会社等の間において共同利用する場合

詳しくは共栄火災海上保険株式会社のホームページ（<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>）をご覧ください。

※ご加入者代表の方以外にこの保険の補償を受けられる方がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載している事柄をお伝えください。

ご加入内容の確認事項 ～お申込みいただく前にご確認いただきたい事項～

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たした内容となっていること、加入依頼書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、重要事項説明書やパンフレットを参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【ご確認いただきたい事項】

この保険はお客さまのご意向を推定（把握）のうえご案内しています。

1. ご加入内容が以下の点でお客様の意向に合致しているか、よくご確認ください。

- ☐ 補償の種類（保険種類・補償する事故の範囲）
- ☐ 補償の内容（お支払いする保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）や特約の内容
- ☐ 保険金額（ご契約金額）
- ☐ 保険期間（ご契約期間）
- ☐ 保険料・お支払い方法（払込方法）

2. 加入依頼書の記載内容に誤りがないかご確認ください。

3. 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。

保険に関するご相談・苦情は

商品・サービスに関するご相談・苦情は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

カスタマーセンター 0120-719-112（通話料無料）

【受付時間】 平日 午前9:00～午後6:00

お申出の内容に応じて、取扱代理店または共栄火災営業店・損害サービス課・損害サービスセンターへお取次ぎする場合がございます。

商品内容・契約内容に関するお問い合わせは、取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。

もし事故が起きたときには

事故が発生したときはすみやかに共栄火災までご連絡ください。

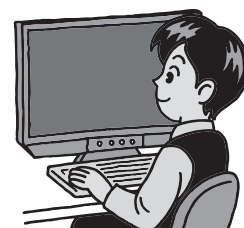
①インターネットによる報告

共栄火災のホームページ（<https://www.kyoeikasai.co.jp/contractor/if/accident/univcoop.html>）もしくは大学生協保険サービスのホームページ（<https://hoken.univcoop.or.jp/>）から大学生協専用事故報告サイトにアクセスしご報告ください。その際、お手許に加入者証を準備していただき、以下の項目を報告ください。

- ・大学生協名・旅行期間・加入代表者名
- ・事故年月日時
- ・ケガをした方（氏名・住所・連絡先）
- ・事故の概要

②電話での事故報告は「大学生協事故センター」
(0120-250-980)
（通話料無料）へ

※最初に「大学生協の行事（レクリエーション）保険」の事故報告の旨をお伝えください。



ネットで約款! (Web約款)
地球環境を守るため、
あなたもエコしませんか?
<https://yakkan.kyoeikasai.co.jp/>

■指定紛争解決機関

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 【ナビダイヤル（通話料有料）】

【受付時間】 平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、右記コードで開く一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）



保険に関するお問い合わせは

24-1093 PE304000(24.09)

取扱代理店：(株)大学生協保険サービス

TEL 03-6636-8402

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-13

<営業のご案内>

月曜日～金曜日 10:00～17:00

（土日祝日および夏期休業日・年末年始休業日を除く）

引受保険会社：共栄火災海上保険株式会社

団体組織開発部 営業課

TEL 03-3504-2898

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6